

○ニセコ町都市計画審議会運営規則

令和 年 月 日
規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、ニセコ町都市計画審議会条例（平成20年条例第25号。以下「条例」という。）第9条の規定により、ニセコ町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 審議会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、審議会の7日前までに審議会の日時、場所及び審議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、通知期限を短縮することができる。

(会長の選挙)

第3条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで決める。

2 審議会は、委員の中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

(専門部会)

第4条 条例第8条に定めた専門部会の委員（以下「専門委員」という。）は、7人以内で組織する。

2 専門委員は、町長が任命する者をもって構成する。

3 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員に欠員が生じた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門部会に部会長を置き、専門委員の互選によってこれを決める。

5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

6 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門部会の開催)

第5条 専門部会は、開催の30日前までに部会長が招集する。

- 2 専門部会は、専門委員の2分の1以上が出席しなければ専門部会を開くことができない。
- 3 開発事業者は、当該事前意見交換会を受けて開催する専門部会に出席しなければならない。ただし、部会長が出席不要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 事前意見交換会において意見書を提出した関係住民等は、当該事業に関する専門部会に出席し、提出した意見書の内容を説明することができる。
- 5 専門部会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(意見書の通知)

第6条 町長は、専門部会からの意見・助言を受けたときは、速やかに意見書を作成し、開発事業者に対し通知しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。